

令和2年(行ウ)第5号

損害賠償等請求事件

原告 多田雅史

被告 国立研究開発法人国立循環器病研究センター

原告 多田雅史様

被告代理人 小原望様

令和2年3月13日

名古屋地方裁判所民事第9部D2係

裁判所書記官 山下

TEL 052-203-9437

FAX 052-223-5425



## 事務連絡

上記事件につき、第1回口頭弁論期日における確認事項及び連絡事項を別紙のとおり、ご連絡いたします。

以 上

(別紙)

**【確認事項】**

損害賠償請求及び義務付けの各前提として、違法事由として主張するのは次の点である。

すなわち、被告は、名古屋高裁判決で認定されたような医療事故を起こした以上、医療法施行規則12条に基づき事故等報告書を登録分析機関に提出すべき義務を負うにもかかわらず、その義務を怠り、事故等報告書を提出していない。

**【連絡事項】**

被告：上述の整理を前提として、実質的な主張を記載（4・15まで）

（各項目ごとに認否・反論する形ではなく、争う点を端的に明らかにした上で、反論を記載する形としてください）

※次回期日において争いがある点を整理した上で、次々回までに原告の反論を行っていただくこととなる見込みです。